



岐阜 - 9

立入禁止区域			
凡 例			
	立入禁止区域	色別	期間
1	岐阜県鳥獣保護区-休憩区		通年
2	レクリエーションの森、協定の森、共用林野等、署長等が立入禁止とする場所		通年
3	販売（立木、副産物、分収育林）請負（木材生産、造林、治山、林道等）委託箇所（收穫調査、巡視、測定等）直営箇所（收穫調査、巡視）		R6.4.1 ~ R6.11.14

※職員による口頭での巡視や林道の維持作業、許可を得た一般者による入林（副産物採取・各種調査）が適宜あります。特殊にあつては禁止区域に陥らず、周囲の安全を確認した上で実施いただくようお願いいたします。
※災害により林道等に被害を受けている箇所があるため、通行の際はご注意ください。